

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

浅見マサ、阿藤ムラ、荒船晃、内田典昭、大島映子、大島一浩、大島啓介、大島秀夫、加藤ムツノ、金田幸宏、栗島利一、栗島正彦、久米谷健夫、坂本武夫、坂本喜男、鈴木貞、関根安治、高山富子、新田義男、橋本眞一郎、堀内明、堀内一樹、堀内英寿、町田鉞太郎、町田眞作、町田利明、松田孝二、宮下泰男、武藤悦帷、山内健至、山澤幸夫

### 二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和五年十一月十四日付埼玉県告示第千三百四十四号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。